

あわら市全天候型子どもの遊び場管理運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、あわら市全天候型子どもの遊び場管理運営業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託事業者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 あわら市全天候型子どもの遊び場管理運営業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福井県あわら市国影第 13 号 13 番地 複合福祉施設（旧芦原庁舎）

3 提案限度額

58,377 千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

内、各年度の限度額	令和 8 年度	4,158 千円
	令和 9 年度	26,521 千円
	令和 10 年度	27,698 千円

※債務負担行為により契約し、年度ごとに検査を行った上で、上記委託料上限額の各年度内訳を上限として委託料を支払う。

※提案限度額及び各年度の限度額を超える金額での提案は認めません。

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とする。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) あわら市入札参加資格のうち「物品購入等」の部門に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく

指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 全天候型子どもの遊び場、健康増進施設、子育て支援施設又はこれに類似する施設の管理運営に関して実績を有すること。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。

5 スケジュール

別添業務仕様書のとおり

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年10月1日（木）から同年同月15日（木）まで
- (2) 配布方法 市ホームページからダウンロードして取得すること。

7 質問書の受付

- (1) 受付期間 令和8年10月2日（金）から同年同月8日（木）まで
- (2) 質問方法 質問内容は、実施要領及び仕様書に関する質問とする。なお、様式は任意とし、メールで子育て支援課あてに送付すること。送信後に、担当課へ連絡し、受信確認を行ってください。
- (3) 送付先 あわら市健康福祉部子育て支援課
Mail:kosodate@city.awara.lg.jp
- (4) 回答方法 市ホームページにて質疑及び回答を掲載する

8 参加申込書等の受付

- (1) 受付期間 令和8年10月2日（金）から同年同月15日（木）まで
- (2) 提出先 あわら市健康福祉部子育て支援課
- (3) 提出方法 下記申込書類一式を持参又は郵送で提出すること
- (4) 提出部数 原本1部、副本10部
- (5) 申し込み書類
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 参加企業の概要がわかるもの（任意様式）
 - ③ 直近の国税及び地方税の納税が確認できる書類
 - ④ 法人登記の登記簿謄本（写し可）
 - ⑤ 運営実績に関する書類（過去3年分の年間来場者数、運営年数等）（任意様式）

9 企画提案書の受付

- (1) 受付期間 令和8年10月2日(金)から同年同月27日(火)まで
- (2) 提出先 あわら市健康福祉部子育て支援課
Mail:kosodate@city.awara.lg.jp
- (3) 提出方法 下記書類一式を持参又は郵送及びメールで提出すること
- (4) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
①	企画提案書（任意様式）	正本1部
②	見積書（任意様式、税抜き） ※3に記載する年度ごとに金額を記載すること	副本10部 ※データ形式でも提出すること

- (5) 留意事項

- ① 別紙仕様書を踏まえた内容とすること。
- ② 本件プロポーザルへの参加・提案は、1者につき1件に限る。
- ③ 当市において複写する場合があるため、正本は製本しないこと。
- ④ 書類サイズは任意とするが、見やすい資料とすること。

10 審査の方法

- (1) 審査

本業務に係る企画提案書、見積書及び提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）等内容をもとに、内容点、価格点を合計し、総合的に評価を行う。なお、見積書の金額が見積限度額を超えた場合は、審査の対象外とする。

- (2) 審査方法

- ① 選定は、参加者から提出された提案書等及び参加者による審査会の場でヒアリングに基づいて行う。
- ② 参加者が5社を超える場合は、選定委員長及び事務局において、提案書等のみによる選定（以下「一次審査」という。）を実施し、上位5社により①の審査を行う。なお、一次審査の結果は、令和8年10月30日（金）までに電話及びメールにて連絡する。
- ③ 参加者が5社以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- ④ 選定委員会の委員は、提案書及びヒアリングに基づき、評価・評点を行う。
- ⑤ ④の評点の合計に基づき、合計した総得点により順位を付けるものとする。なお総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- ⑥ 参加者が1名のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等に基づく選定を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- ⑦ 実施日 令和8年11月5日(木) (実施時間等は別途通知する。)
- ⑧ 場所 あわら市役所 202 会議室
- ⑨ 出席者 3名以内
- ⑩ 実施方法 企画提案書等に基づく説明と当市からのヒアリングを実施する。

プレゼンテーション：20 分以内、ヒアリング：20 分程度とする。

- ⑪ 審査基準 各提出物の内容及び提案説明の内容及び、以下の視点から審査を行う。

- ア 全天候型子どもの遊び場又は類似施設等の業務実績の程度
- イ 本業務に対する理解度（運営方針、事業計画など）
- ウ 日常利用しやすい運営設計、利用者サービスとなっているか
- エ 安全管理、衛生管理、危機管理が具体的かつ実効性があるか
- オ 2階子育て支援センターとの連携が期待できるか
- カ 広報、利用促進、改善提案など、年間を通じて改善し続ける仕組みがあるか
- キ 休日利用、イベント、施設連携、地域連携などが具体的か
- ク 実施体制、人材確保、地域貢献など、地域活性化への配慮があるか
- ケ 業務価格の妥当性

- ⑫ その他 電子黒板のみ市で準備します。その他 P C 及び H D M I ケーブルの持参をお願いします。

11 優先交渉権者等の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの内容審査を経て、高い評価を獲得した者から優先交渉権者と次点者を各 1 者決定する。
- (2) 優先交渉権決定後、提案内容を基本として、契約内容について協議の上、契約手続きを進める。
- (3) 優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (4) 審査結果については、参加者に通知するとともに、市ホームページ上で公表する。
この場合において、優先交渉権者、次点者以降の者の順位は明確にしない

12 失格

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 本件業務に係る契約締結までの間に参加資格を満たさないこととなった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

13 その他

- (1) 本件プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、本件プロポーザルにおける受託事業者の選考以外に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱うものとする。

14 書類提出先及び問い合わせ先

あわら市健康福祉部子育て支援課子育て支援グループ

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目 1 番 1 号

TEL : 0776-73-8021

Mail : kosodate@city.awara.lg.jp